

野田村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 野田村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 31 年 4 月 1 日	計 画 給 水 人 口	4,054 人
法 適 (全 部 ・ 財 産) ・ 非 適 の 区 分	法非適用	現 在 給 水 人 口	4,005 人
		有 収 水 量 密 度	0.3 千 m^3 /ha

② 施 設

水源	☒ 表流水、 ☐ ダム、 ☒ 伏流水、 ☐ 地下水、 ☐ 受水、 ☐ その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	6	管 路 延 長	57 千m
	配水池設置数	8		
施設能力	2430	m^3 /日	施 設 利 用 率	74.4 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	家庭用 基本使用料：10 m^3 まで1,350円 1 m^3 増す毎に135円 営業用・団体用 基本使用料：20 m^3 まで3,132円 1 m^3 増す毎に156.6円 臨時用 基本使用料：1 m^3 まで162円		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 26 年 4 月 1 日		

④ 組 織

令和元年度現在で、地域整備課7名のうち上下水道班として3名が在籍し、水道事業(簡水)、下水道事業(公共・農排・漁排)、浄化槽を兼務している。
課長:1人(50代)、係長級:1人(50代)、主事:2人(20代)

(2) これまでの主な経営健全化の取り組み

検針業務、水質検査業務等について民間委託を行い、業務の効率化や経費節減に努めている。

*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

3. 経営の基本方針

(1) 給水人口の予測

当村における平成30年度末の住民基本台帳人口は4,229人であり、そのうち簡易水道事業の給水人口は4,005人となっています。
今後については、少子高齢化等の影響や若者の村外流出など、国立社会保障人口問題研究所の推計のとおり減少する傾向が続くと予想されます。
このことから、簡易水道事業の給水人口についても減少が見込まれています。

(2) 水需要の予測

本村において、直近5ヶ年で年間有収水量が14%減少し、平成30年度の年間有収水量は361,374m³となっています。この水道使用水量減少の主な要因は、人口減少や節水意識の浸透、節水器具の普及などが考えられます。
今後においても給水人口の減少とともに水道使用水量も減少傾向が続くと考えられます。

(3) 料金収入の見通し

平成30年度の料金収入は60,204千円となっていますが、人口減少に伴い有収水量は、今後においても減少傾向が続くと考えられます。

(4) 施設の見通し

本村の簡易水道事業は、泉沢地区、明内地区、玉川地区、下安家地区、根井地区及び和野平・沢山地区から構成されています。管路については老朽化に伴い更新された箇所があるものの、取水、浄水及び配水施設は老朽化が著しく、計画的な改修と設備の更新を検討する必要があります。

(5) 組織の見通し

経験豊富な職員が退職し、経験年数の少ない少人数での組織体制となっている状況です。
増員は見込まれないので、現行体制で施設管理及び危機管理など、専門知識や技術の向上に努めます。

3. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費（元利償還費）の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられています。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行ってまいります。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により効率的な民間活用について検討してまいります。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため使用料を確実に収入すると共に、国や企業債の資金を的確に調達してまいります。

○安定的な生活用水の確保

水質管理を徹底し、安全性を確保するとともに安定供給するよう努めてまいります。

○地方公営企業法の適用と経営戦略の見直し

総務大臣から平成31年1月25日付けで人口3万人未満の市町村の運営する簡易水道及び下水道事業に対し、令和5年度までに法適用するよう通知がありました。本村では、「財務適用」を選択し、遅くとも令和6年4月には公営企業会計に移行するとともに、新たに作成する財務諸表により経営戦略の投資・財政計画を見直します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項 簡易水道事業債及び過疎債を活用し、明内地区、泉沢地区、玉川地区等の改修、更新工事を進めます。
○管渠、浄水場等の建設・更新に関する事項 浄水場やポンプ場に附帯する機械設備等の更新時期が迫ってくることから、これらの更新計画を作成し計画的な投資を行います。
○広域化・共同化・最適化に関する事項 施設管理に係る業務委託の一部について、広域連携による包括的な民間委託が可能かどうか検証して参ります。
○投資の平準化に関する事項 建設投資の世代間での負担に不均衡が生じないように、投資における負担の平準化を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項 整備事業に係る事業債収入を令和11年度まで計画しております。また、債務償還可能年数が30年を超えないよう、確実な使用料収入を見込んでおります。
○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項 現在、公共下水道が整備途中であるため、今後の供用開始区域拡大により使用料収入増を見込む一方、人口減少等により今後の伸びは鈍化していくことが見込まれます。 また一般会計からの繰入金に過度に依存できないので、住民の理解を得るよう努めながら、適宜の料金改定を検討します。
○企業債に関する事項 建設改良費については、簡易水道事業債と過疎債をそれぞれ50%算定しております。
○繰入金に関する事項 収益的収支においては、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入等を充て、なお不足した分を他会計繰入金として受け入れています。また資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して企業債借入及び国庫補助金を充て、なお不足した分を他会計補助金として受け入れています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項 平成30年度決算見込額をベースに算定しました。
○動力費及び修繕費に関する事項 平成30年度決算見込額をベースに、実績を踏まえた費用増を勘案して算出しました。
○薬品費に関する事項 給水量の減少割合を勘案して算出しました。
○委託費に関する事項 現在の委託状況と処理水量の影響を受ける委託業務経費の増を勘案して算出しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資についての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、広域化・共同化に関する検討をしています。給水区域の拡大については、費用対効果から原則として新たな区域拡張は行わず、現有施設の適正な維持管理に努める方針です。
投資の平準化に関する事項	収支計画のとおり地方債償還金の変動が大きく見込まれないことから、現在は資本費平準化債の借入等は想定していません。

② 財源についての検討状況等

使用料の見直しに関する事項	独立採算性を維持するには、その使用料で賄うこととされていますが、本村においては、給水にかかる費用の全てを使用料で賄いきれず、その一部に一般会計からの繰入金を補填している状況にあります。使用者に過大な負担を強いることがないように、経営の状況等を慎重に考慮しながら使用料体系の見直しを検討します。
その他の取組	建設改良費については、簡易水道事業債や過疎債を活用するなど、適切な財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後は、現在の民間委託を継続しながら、本制度の導入を検討します。
職員給与費に関する事項	業務内容の変化など必要に応じて、人事担当部局との調整のもと職員の増減について検討します。
動力費に関する事項	給水量の増減を見据え、適正な維持管理のもと削減に努めます。
薬品費に関する事項	薬品費は給水量の増減を見据え、近隣市町村類似団体の購入実績と比較検討し、削減の可能性について検討します。
修繕費に関する事項	供用開始から設置が約60年経過しているので、今後は更に修繕費等が増加することが考えられることから、計画的に修繕を行っていく必要があります。また、維持管理面において、老朽化が進む施設の長寿命化等を図る必要があります。
委託費に関する事項	業務委託の必要性について、優先度、重要度などを鑑み必要最低限の委託に努めます。
その他の取組	人口減少が使用料収入に影響を与えないよう適正な運営の向上に努めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	計画の実施状況を適宜評価・検証を行い、地方公営企業法適用後、計画期間の中間である令和6年度に見直しを行うとともに、実績との乖離が著しい場合、計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更になった場合に見直しを行う。
---------------------	--